

3 駐車場

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
区画数 車いす使用 者用駐車区 画 通路	<p>(一) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合にあつては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。</p> <p>(二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、1の部7の項(二)に定める基準に準じたものであること。</p> <p>(三) 1の項に定める構造の出入口から(一)の車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、1の部8の項(一)から(三)までに定める構造に準じたものであること。</p>	<p>・32ページ参照</p> <p>・34ページ参照</p>